

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相良村は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本県 相良村長

公表日

平成27年5月29日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
事務の概要	<p>地方税法に基づき、1月1日現在において土地、家屋、償却資産を所有している者が納める固定資産税を算定するために、毎年所有者の異動を把握し、評価額及び課税標準額等を賦課決定して、6月に通知する。賦課決定に際し又は賦課決定後においても、必要に応じて現地調査等を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された固定資産情報から証明書等を発行する。</p> <p>土地及び家屋においては、登記所からの登記済通知により、新たな所有者を課税台帳に登録。未登記家屋においては、未登記家屋所有者変更届により、新たな所有者を課税台帳に登録。償却資産においては、償却資産所有者からの申告書の提出により、課税台帳に登録。所有者等からの届出により、納税管理人、相続人代表者等を課税台帳に登録。固定資産税の賦課決定・賦課更正の通知発送。賦課情報に基づく証明書等の発行。固定資産税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。</p>
システムの名称	固定資産税システム、中間サーバー、団体内統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課情報ファイル、 固定資産税土地情報ファイル、 固定資産税家屋情報ファイル、 固定資産税償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	1. 番号法第19条7号 2. 別表第二の27・28の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号 3. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	税務課
所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相良村総務課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相良村税務課 〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水2500-1 0966-35-0211

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成27年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

